

先着順（第1回）

平成29年度北海道労働局
国有財産売払案内書

申込受付期間

平成29年7月28日（金）から
平成30年3月30日（金）まで

厚生労働省
北海道労働局

目 次

売払いのながれ	1
国有財産売払い（先着順）の案内書	2
（1）国有財産売払公告書（写）	6
（2）関係法令	8
（3）国有財産売買契約書（案）	9
（4）普通財産買受申請書類の郵送による提出方法	13
（5）各種提出書類及び記入例	14

【別冊】（※物件毎に異なります）

○ 物件調書

<留意事項>

- 1 上記（1）～（5）及び別冊（物件調書等）がすべて揃っているか確認してください。
- 2 上記資料はすべて重要な内容となりますので、記載事項をよく確認いただき不明な点は、入札前にお問い合わせください。
- 3 物件調書により、必ず事前に現地をご確認ください。

売 払 い の な が れ

公示日

平成29年7月28日（金）

関係資料配付開始

- ・ 物件の引渡しは現状有姿となります。（当局にて設置した看板及び単管柵等を含む）
- ・ 必ず現地確認及び諸規制の状況等の調査を行って下さい。ただし、現地確認はご近所の迷惑とならないようご配慮願います。

【申し込み】

平成29年7月28日（金）から平成30年3月30日（金）まで
普通財産買受申請書及び誓約書（他添付書類含む）による申し込み。（持参又は郵送）
※ 添付書類については、本案内書3ページをご参照下さい。

【契約相手方決定】

有効な普通財産買受申請書及び誓約書（他添付書類含む）の受付けの先着順にて決定します。
※ 同一物件について同日付の受付けが複数者よりあった場合には、抽選により受付け順を決定し、第1順位の者を契約相手方に決定します。

【契約保証金の納付】

契約保証金（売買代金の10%以上）は所定の「振込依頼書」により最寄りの金融機関窓口（ゆうちょ銀行（郵便局）、インターネットバンキング、ATMを除く）から指定口座に振り込んで下さい。振り込み後、所定の様式「契約保証金振込証明書」を北海道労働局総務課会計第四係（国有財産担当）あてご提出下さい。
※ 契約保証金振込証明書を郵送にてご提出する場合には、必ず簡易書留で郵送して下さい。

【売買契約の締結】

契約相手方を決定した日から30日以内に締結します。ただし、契約締結期日である30日目が土日祝日等により北海道労働局の閉庁日となる場合には、直前の閉庁日を契約締結期日とします。契約締結に併せて、「（契約内容の公表に係る）同意書」も提出していただきます。
※ 契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記にかかる登録免許税等、契約に関する諸費用は買受者負担となります。

【売買代金の支払い】

売買代金は次のとおりお支払いいただきます。
売買代金のうち、納付済みの契約保証金を除いた残額について、北海道労働局が発行する納入告知書によって契約締結日より20日以内に納付していただきます。

【所有権の移転】

売買代金を全額納付した時点で所有権が移転します。
所有権移転登記手続きは、後日国が行いません。

国有財産売払い（先着順）の案内書

1. はじめに

(1) 当国有財産売払いは、各物件に係る普通財産買受申請書（他必要書類含む）「以下、「申請書類」という。」の申し込み先着1者を契約相手方とします。

(2) 申し込みにあたっては、「本案内書」を熟読のうえ申し込みして下さい。

(3) 物件は、現状有姿（あるがままのすがた）の引渡しになります。当該土地に存在する工作物や樹木等はそのままの引渡しとなります。物件調書と現況が相違している場合、現況が優先し、契約後も現況のままの引渡しとなります。

なお、申し込み希望者は本案内書の物件調書等により、必ず現地状況をご確認のうえ、諸規制の状況等にもご留意下さい。

※ 現地確認にあたっては、ご近所の迷惑とならないようご配慮下さい。

(4) 申請書類等に使用する印鑑は、印鑑登録されている印鑑（法人の場合は代表印・個人の場合は実印）をご使用下さい。

2. 対象物件

売払い対象物件は、「物件調書」のとおりです。

3. 申し込み資格

次に掲げる①から③に該当しない方であれば、どなたでも申し込みできます。

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条に規定する者

② 国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

※①から③に該当する者名義の申請書類は無効となります。

4. 売払いにあたって付す条件

国有財産の売買契約には、次の条件が付されます。条件に違反した場合は、国の定める金額を違約金として支払わなければなりません。ご承知のうえ、申し込み下さい。

(1) 公序良俗に反する使用等の禁止

当売払いに係る契約者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

(2) 風俗営業等の禁止

当売払いに係る契約者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

(3) 実地調査等

① 国は、上記4（1）、（2）の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることがあります。

- ② 当売払いに係る契約者は、正当な理由なく上記①に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

5. 普通財産買受申請書の受付期間・場所・提出方法

(1) 受付期間

平成29年7月28日(金)から平成30年3月30日(金)(必着)まで

※ 受付時間は土・日・祝日等の閉庁日を除く9時から17時まで。

※ 平成30年3月30日(金)17時以降に到着した申請書類は無効となります。

(2) 受付場所

〒060-8566

札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第一合同庁舎9階南側

北海道労働局総務部総務課会計第四係(国有財産担当)

Tel: 011-700-5451(直通)

(3) 提出方法

① 持参又は郵送による。

※ ファックス又はメール等、持参又は郵送によらない方法での申請書類の提出は無効となり、受理できません。郵送の場合には本案内書13ページ「普通財産買受申請書類の郵送による提出方法」をご確認下さい。なお、郵送により提出された場合には、申請書類到着の有無を必ず北海道労働局総務部総務課会計第四係(国有財産担当)あて、電話にて確認して下さい。

② 提出する書類

提出書類	個人	法人
① 普通財産買受申請書(所定様式)	○	○
② 誓約書(所定様式)	○	○
③ 印鑑証明書 (発行後3ヶ月以内のもの)	○	○
④ 住民票抄本 (発行後3ヶ月以内のもの)	○	—
⑤ 登記事項証明書(現在事項全部証明書) (発行後3ヶ月以内のもの)	—	○
⑥ 役員一覧表(所定様式)	—	○
⑦ 委任状(所定様式)	△	△

○・・・必要

—・・・不要

△・・・委任状は、代理人が契約に関する諸手続きを行なう場合に必要です。委任者の印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの)も併せて添付する必要があります。

※ 必要書類が揃っていない申請書類は受理できませんので、提出前に必ず一度ご確認ください。

※ 1者で複数の物件を申し込む場合には、物件ごとに上記申請書類の提出が必要となります。

6. 契約相手方決定方法

(1) 有効な申請書類提出者のうち、先着1者を契約相手方とします。

ただし、同一物件に係る申請書類が同日に複数者より持参及び郵送によって提出があった場合には、抽選により提出順を決定し、第1順位の者を契約相手方とします。なお、第1順位の者が契約を辞退した場合には、第2順位の者を契約相手方とします。

7. 契約手続き

(1) 契約保証金の納付

契約相手方が決定した日から契約を締結する日までに、契約保証金を納付する必要があります。

① 納付が必要な契約保証金の額

売買金額の100分の10以上（円未満切上げ）に相当する金額。

【 入札保証金の計算例 】

売買金額	契約保証金額
88,888,888 円 × 10% = 8,888,888.8 (円未満切上げ)	⇒ 8,888,889 円

② 契約保証金の納付方法

北海道労働局が配布する所定の「振込依頼書」を用いて最寄りの金融機関窓口（ゆうちょ銀行（郵便局）を除く）から、北海道労働局の指定する口座に振り込んで下さい。

(注) ・ 振込手数料は買受人のご負担となります。

- ・ ATM、インターネットバンキングによる振り込みは無効となります。
- ・ 複数の物件の契約を締結する場合には、物件ごとに「振込依頼書」を用意して振り込んで下さい。
- ・ 必ず取扱店領収印のある「保管金受入手続添付書」（北海道労働局提出用）を受け取って下さい。

(2) 契約締結日

売買契約締結は、契約相手方が決定した日から30日以内となります。ただし、契約相手方が決定した日から30日目が土日祝日等により北海道労働局の閉庁日となる場合には、直前の開庁日を契約締結期日とします。

(3) 契約内容の公表について

契約締結した者については、その契約内容（物件所在地、区分、数量、契約年月日、契約金額、契約者の個人・法人の別、法人にあってはその業種）をホームページ等で公表することとなります。ただし、契約金額については、契約相手方（買受人）の同意を得られた場合のみ公表することとなります。

※ 契約締結時に（契約内容の公表に係る）同意書を提出していただきます。

(4) その他

契約書2部のうち国保管用のもの1部に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な諸費用は買受人の負担となりますのでご用意下さい。

8. 売買代金の支払いについて

支払期日は契約締結日を含めて20日以内です。売買代金と納付済みの契約保証金との差額を国が発行する納入告知書により納付して下さい。

(注) ・ 契約締結の日から20日目が、土・日曜日及び祝日等、金融機関の休業日となる場合には、直前の金融機関の営業日が納付期日となります。

- ・ 売買代金の分割納付はできません。
- ・ 支払期日までに売買代金の納付が行われなかった場合には、契約保証金は国庫に帰属することとなり、お返しできませんのでご注意下さい。

9. 所有権の移転

(1) 移転時期

売買代金全額の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引渡したものとします。（現地での引渡しは行いません。）なお、所有権の移転までの間、使用又は収益することはできません。

(2) 移転登記

所有権移転登記は、売買代金全額の納付確認後、国が行います。なお、中間省略登記はできません。

※ 所有権移転登記に必要な登録免許税等の諸費用は契約相手方（買受人）の負担となりますのでご用意下さい。

10. 瑕疵担保について

(1) 契約締結後、引渡しの日から2年以内に物件に隠れた瑕疵を発見した場合には、速やかにお申し出ください。

(2) 上記(1)の申し出を受け、国が民法第570条に規定する隠れた瑕疵にあたりと判断した場合には、国（原因者を含む。）と買受人が瑕疵の是正のための工事内容について、事前に協議を行ったうえで、国（原因者を含む。）又は買受人において瑕疵の是正を行うこととします。

なお、国（原因者を含む。）と買受人との協議の結果、買受人において是正することとした場合には、是正に要すると認められる費用を国が支払うこととします。費用の支払いについては、以下のとおりとなりますのでご留意願います。

① 費用の根拠となる拳証資料の提出が必要となります。

（注）拳証資料とは、以下の資料をいいます。

ア 瑕疵の是正範囲を特定するための資料（土地利用計画図、建物設計図等）

イ 工事内容を確認する資料（工事見積書、工事請負契約書等）

ウ その他国が指定する資料（例えば、工程写真、産業廃棄物管理票（マニフェスト）、作業日報等）

② 費用の支払額は、国が必要と認める是正措置を実施することとした場合の額が基準となり、提出資料（拳証資料）に基づく請求額には至らない場合があります。

（注）費用算定の基準としては、国が公共事業等を行う際の積算資料、建設物価等により算定します。

③ さらに、費用の支払額は売買代金が限度となり、当該売買代金を上回る費用の支払いには応じられません。

④ 費用の支払いにあたっては、国の会計制度上、別途予算措置が必要となり、時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承願います。

(3) 是正等に要する費用が多額の場合で、売買代金に相当する場合や、売買代金を上回る場合などには、売買契約解除を含めて、対応方法を協議させていただく場合がありますので、あらかじめご了承願います。

(写)

国有財産売払公告書（先着順）

下記の売払物件については、国有財産売払に係る一般競争入札において契約相手が決まらなかったことから、各物件に係る普通財産買受申請書（他必要書類含む）の申込先着者を契約相手方として売却します。

記

【売払物件】

物件番号	種目	所在	地番	地目	数量	売払金額
001	土地	小樽市幸4丁目	20番7	宅地	300.00 m ²	¥1,950,000-
002	土地	函館市深掘町	201番5	宅地	670.92 m ²	¥18,800,000-
003	土地	檜山郡江差町字緑丘	38番2 38番4 38番5	宅地	144.32 m ²	¥420,000-

1. 普通財産買受申請書申込期間、申込窓口及び申込方法

(1) 申込期間

平成29年7月28日（金）から平成30年3月30日（金）まで

※土日祝日等北海道労働局の閉庁日を除く9時から17時まで

(2) 申込窓口

〒060-8566

北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎9階南側

北海道労働局総務部総務課会計第四係

(3) 申込方法

普通財産買受申請書及び誓約書（他添付書類含む）を持参又は郵送による。

※ 上記以外の方法（例えば、FAX又はメール等）により提出された普通財産買受申請書は無効となり、受付できません。

(4) 添付書類

①個人の場合：(i)「住民票抄本」（発行後3ヵ月以内のもの）

(ii)「印鑑証明書」（発行後3ヵ月以内のもの）

②法人の場合：(i)「登記事項証明書（現在事項全部証明書）」（発行後3ヵ月以内のもの）

(ii)「印鑑証明書」（発行後3ヵ月以内のもの）

(iii)「役員一覧」

2. 普通財産買受申請書提出要件

次のいずれにも該当しない者であること。

(1) 予算決算及び会計令70条及び71条の規定並びに国有財産法第16条の規定に該当する者。

(2) 「暴力団員による不当な行為防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及び警察当局から排除命令がある者。

3. 契約相手方の決定方法

有効な普通財産買受申請書（誓約書及び必要添付書類含む）提出者のうち、先着1者を契約相手方とする。

ただし、同一物件に係る普通財産買受申請書（誓約書及び必要添付書類含む）について、持参及び郵送問わず同日に複数者より提出があった場合には、抽選により提出順を決定する。

4. 手続き案内書及び契約条項を示す場所

北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎9階南側

北海道労働局総務部総務課会計第四係

※手続き案内書の郵送も承ります。

5. 契約締結について

(1) 契約締結期日

売買契約締結は契約相手方を決定した日から30日以内とする。ただし、30日目が土日祝日等による北海道労働局の閉庁日となる場合は、直前の開庁日を契約締結期日とする。

(2) 契約保証金

契約相手方決定から売買契約締結日までに売買代金の1割以上を納付するもの。

6. 契約書作成の要否

契約書作成を要する。

7. 売買代金の支払いについて

(1) 金額

売買代金のうち、納付済みの契約保証金を除いた残額。

(2) 支払方法

北海道労働局が発行する納入告知書によって、契約締結日より20日以内に金融機関にて納付すること。

8. 契約内容の公表について

契約を締結した場合には、契約内容を公表するものとする。

公表内容は、物件所在地、区分、数量、契約年月日、契約金額、個人・法人の区分及び法人にあつてはその業種とする。

以上公示する。

平成29年7月28日

契約担当官

北海道労働局長 引地 睦夫

連絡先 北海道労働局総務部総務課会計第四係

電話 011-709-2311 (内線 3522・3579)

《法令抜粋》

○予算決算及び会計令（抄）

（一般競争に参加させることができない者）

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別な理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に参加させることができない。

（一般競争に参加させることができる者）

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- （1） 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- （2） 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- （4） 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- （5） 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- （6） この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○国有財産法（抄）

（職員の行為の制限）

第16条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （2） 暴力団 その他団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- （6） 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

国有財産売買契約書（案）

売出人国（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は次のとおり。

所在地	区分	数量	摘要

（売買代金）

第2条 売買代金は金 円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を国庫に帰属させることができる。

（代金の支払い）

第4条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金 円を、甲の発行する納入告知書により、平成 年 月 日までに甲に支払わねばならない。

（登記嘱託請求書等）

第5条 乙は、本契約締結の際にあらかじめ登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時に売買物件の引き渡しがあったものとする。

（瑕疵担保）

第8条 甲は、本契約締結後、売買物件に隠れた瑕疵が発見された場合には、引渡しの日から2年間に限り民法第570条に規定する担保の責任を負う。なお、甲の責任の範囲（賠償額）は売買代金の額を限度とする。

(危険負担)

第9条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の責に帰すことができない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第10条 乙は、本契約の締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(風俗営業等の禁止)

第11条 乙は、本契約の締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、前2条に定める内容に関し、甲が必要と認めるときは、実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の1割）円

(2) 第10条及び第11条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の3割）円

2 前項の違約金は第14条第5項及び第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第10条及び第11条に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

4 甲は、第2項及び第3項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

5 乙は、甲が第2項及び第3項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(表明確約)

第15条 乙は、前条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

(返還金等)

第16条 甲は、第14条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第17条 乙は、甲が第14条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第19条 甲は、第16条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第17条第2項又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第20条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(不当介入に関する通報・報告)

第21条 乙は、自ら又は役員等が暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は役員等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報

及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第22条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第23条 本契約に関する訴えの管轄は甲の所在地を管轄区域とする札幌地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 札幌市北区北8条西2丁目1番1号

契約担当官 北海道労働局長

引地 睦夫 印

乙 住所 (所在地)

氏名 (名称)

印

普通財産買受申請書類の郵送による提出方法

※ 各書類の記入方法につきましては、次ページ以降に記載していますのでご確認ください。

【提出書類】

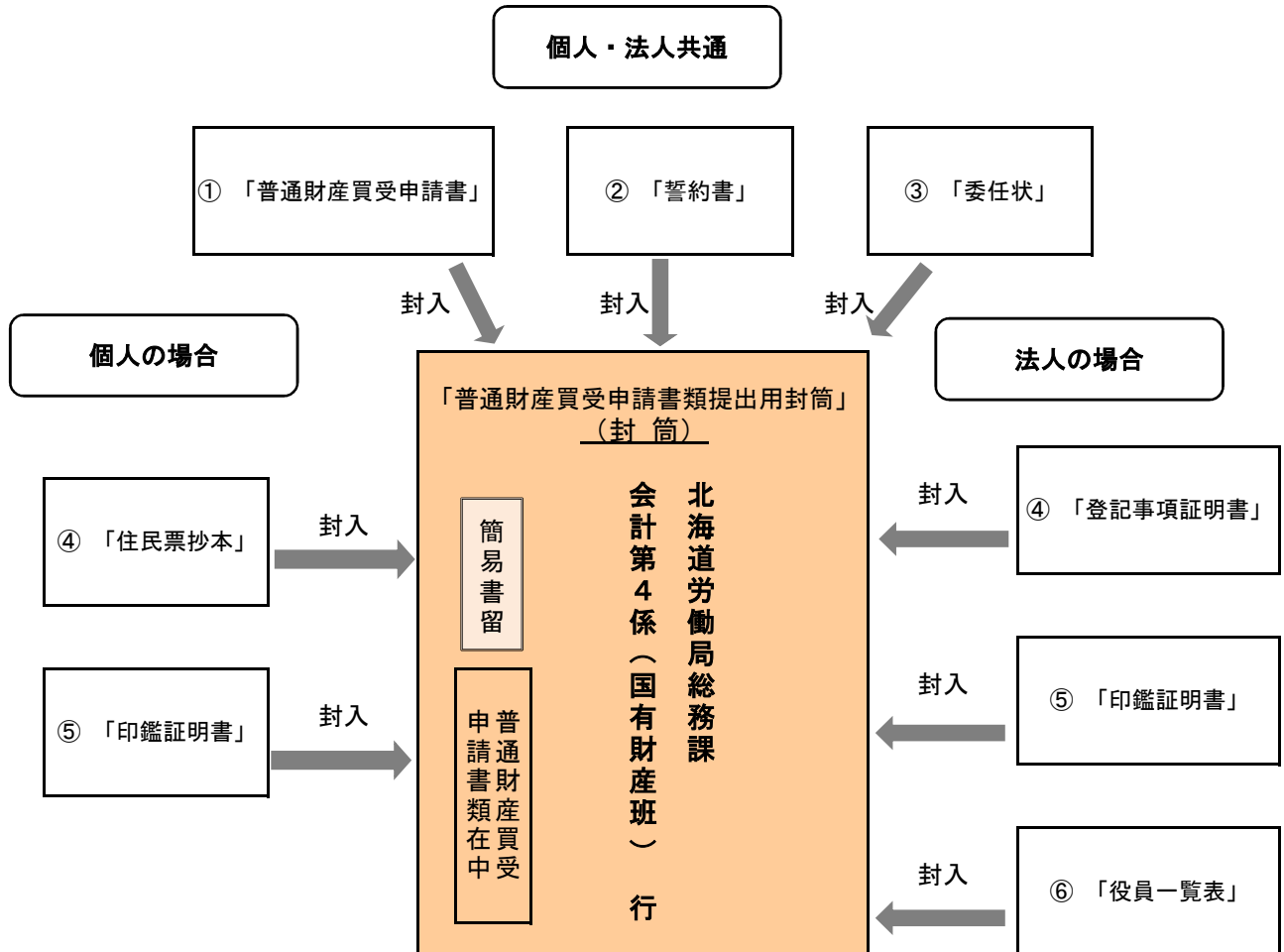
- ① 普通財産買受申請書
- ② 誓約書
- ③ 委任状（代理人が手続きを行なう場合に必要）

〔個人の場合〕

- ④ 住民票抄本・・・発行後3ヶ月以内のもの
- ⑤ 印鑑証明書・・・発行後3ヶ月以内のもの

〔法人の場合〕

- ④ 登記事項証明書（現在事項全部証明書）・・・発行後差3ヶ月以内のもの
- ⑤ 印鑑証明書・・・発行後3ヶ月以内のもの
- ⑥ 役員一覧



※普通財産買受申請書等の作成に当たって、ボールペン等消えない筆記用具をご使用ください。（鉛筆不可）
 ※書類に押印する印鑑は、印鑑登録されている印鑑（法人は代表印・個人は実印）をご使用ください。
 ※必ず簡易書留で送付してください。
 ※不明な点がございましたら、別途電話等で北海道労働局総務課会計第4係あてお問い合わせください。
 ※封筒裏面に必ず差出人の住所及び氏名を記載して下さい。

普通財産買受申請書

物件番号	物件調書に掲載されている物件番号を記載して下さい。
所在	物件調書に掲載されている物件所在地を記載して下さい。
地目	物件調書に掲載されている地目を記載して下さい。
数量	物件調書に掲載されている物件の数量を記載して下さい。単位（㎡）も付記して下さい。
買受額	物件調書に掲載されている物件番号を記載して下さい。金額の前に¥、後ろに－（バー）を付記して下さい。
土地の利用目的	例）自宅を建てるため。 例）駐車場として利用するため。

上記普通財産について、国有財産関係法令及び案内書等を熟知した上、買受けを申請いたします。

平成 年 月 日

契約担当官
北海道労働局長
引地 睦夫 様

携帯電話又は自宅の固定電話等連絡がつきやすい電話番号をご記入下さい。

印鑑証明書に登録されている印鑑をご利用下さい。

(受理印)

北海道労働局総務課にて受付した日に日付入りの受付印を押印します。

(申請者)
住所
連絡先
氏名

㊥

誓約書

- 私
 当社

個人の場合は「私」、法人の場合は「当社」に【✓】を記入してください。

は、下記1及び2並びに3のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸すこと。

3 風俗営業等

風俗営業若しくは性風俗特殊営業その他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸すこと。

北海道労働局長 殿

印鑑は、印鑑証明書と同じものを使用してください。

平成 ○○年 ○○月 ○○日

住 所(又は所在地) 札幌市北区北8条西2丁目1番1号

氏 名(又は社名及び代表者名) 労働 太郎



※ 申し込み等に必要書類すべてに本人が記名・押印し、本人以外が書類を持参又は郵送を行う場合代理人は不要です。また、法人の場合で、法人の社員等が書類の郵送又は持参する場合も不要です。

委任状

代理人 使用印

代理人 住所 東京都千代田区霞が関1番1号

氏名 労働 花子 ←

電話番号 ◇◇◇ - ◇◇◇ - ◇◇◇

法人の場合は、①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入してください。

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の国有財産の売買契約に関すること及びこれに付帯する一切の権限

回次・物件番号	第	回	—	物件番号		
	0	1		○	○	○

平成 ○○年 ○○月 ○○日 ← 提出日を記入願います。

委任者 住所 札幌市北区北8条西2丁目1番1号

氏名 □ □ □ □

電話番号 ○○○ — ○○○ — ○○○

法人の場合は、代表取締役印の押印が必要です。また、印鑑証明書を添付してください。

- (注) 1. 委任者の印鑑証明書を必ず添付すること
2. 代理人の使用する印鑑をあらかじめ押印しておくこと

役員一覧表

回次 01

物件番号 〇〇〇

物件調書を参照して記入してください。

法人名 株式会社 〇〇〇〇

※フリガナを必ず記入してください

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	ロウドウ タロウ	(M T (S) H) 15年11月11日	(男) ・ 女	〒〇〇〇-〇〇〇〇 札幌市北区北8条西2丁目1番1号
	労働 太郎			
取締役	ホッカイ ジロウ	(M T (S) H) 20年12月5日	(男) ・ 女	〒〇〇〇-〇〇〇〇 函館市
	北海 次郎			
取締役	ホッカイ ハルコ	(M T (S) H) 23年9月30日	男 ・ (女)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 旭川市
	北海 春子			
監査役	サッポロ ハナコ	(M T (S) H) 25年10月25日	男 ・ (女)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 釧路市
	札幌 花子			
監査役	サッポロ イチロウ	(M T (S) H) 12年3月18日	(男) ・ 女	〒〇〇〇-〇〇〇〇 苫小牧市
	札幌 一郎			
		(M T S H)	男 ・ 女	〒 -
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 -
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 -
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 -
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 -

フリガナの記入漏れに注意願います。

(注) 本様式には、法人登記簿に記載されている役員全員を記入してください。

振込依頼書

最寄の金融機関(ゆうちょ銀行(郵便局)を除く)からお振込みください。

『振込依頼書』は3枚複写となっています。
2枚目の『保管金受入手続添付書』(北海道労働局提出用)は『契約保証金振込証明書』に貼付してください。

国有財産 入札(契約) 保証金

振込金(兼手数料)受取書

依頼人保管用

国有財産 入札(契約) 保証金

保管金受入手続添付書

北海道労働局提出用

国有財産 入札(契約) 保証金

振込依頼書(兼入金伝票)

科目

振込日を記入してください。

金額の頭に¥マークを記入してください。

「契約」に○をしてください。

電信扱

依頼日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		金額	¥	0	0	0	0	0	0
振込先金融機関	北洋銀行 本店営業部			内訳	現金					
受取人	預金種目	普通	口座番号	6497346						
	口座名	(フリガナ) ケイヤクホシヨウキンホッカイドウロウドウキョク								
		(漢字) 契約保証金北海道労働局								
依頼人	振込依頼番号	第 回	物件番号	0 1 - 〇 〇 〇 〇						
	個人名又は法人名	(フリガナ) カブシキガイシャ 株式会社 〇〇〇〇 様								
	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 (電話) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇 〇〇条〇〇丁目〇〇番〇〇号								

※金融機関の
収納印が
必要となります。

物件調書を見て記入してください。

契約保証金振込証明書

契約保証金振込証明書

提出日を記入願います。

平成 ○○年○○月○○日

北海道労働局
 契約担当官
 歳入歳出外現金出納官吏 殿

契約者

〒□□□-□□□□ TEL () -

共有者・代理人

※ 該当する場合は○印で囲んでください。

住 所

氏名・印

「振込依頼書」と同様に記入し、印鑑証明書の登録印を押

性 別

男・女

生年月日

明治・大正
 昭和・平成

年 月 日

※法人の場合は、性別・生年月日の記入は不要です。別途役員一覧表を提出してください。

下記の金額を国有財産契約保証金として納付しました。

(振込金額)

¥ ○○, ○○○, ○○○-

金融機関で振込んだ契約保証金の額を記入願います。

- ※ 受付日 平成 年 月 日
- ※ 受付番号 No.
- ※ 整理番号 平成 年度 第 号
- ※ 取扱者印

回次	第 回	物件番号		
物件番号	0	1	-	○ ○ ○

回次(2ケタ)・物件番号(入札物件一覧表の番号)を記入願います。

金融機関の証明書(保管金受入手続添付書)の貼付箇所

契約保証金を北海道労働局の預金口座に振り込んだ旨の証明として、振込を依頼した金融機関から交付を受けた「保管金受入手続添付書」(原本)を、この枠内に貼り付けて提出してください。

貼り付けるときは、周囲をのり付けして確実に貼り付けてください。

金融機関で契約保証金を振り込んだ際に交付された「保管金受入手続添付書」(振込依頼書の2枚目)をのり付けてください。
 その際、金融機関の領収印が押印してあることを確認してください。

※ 平成 年 月 日

上記の契約保証金は受入済であることを証明する。

北海道労働局歳入歳出外現金出納官吏
 厚生労働事務官

印

同意書

(契約内容の公表について)

平成 年 月 日付にて締結した物件所在地（数量）の売買契約に係る下記 1 から 5 までの事項について、公表することに同意します。

記

1. 当該契約物件所在地
2. 区分及び数量
3. 契約年月日
4. 契約金額
5. 個人及び法人の区分（法人の場合は業種も付記する）

以上

平成 年 月 日

契約担当官

北海道労働局長 殿

住所（又は所在地）

氏名

社名及び代表者名

同意書

(契約内容の公表について)

平成 年 月 日付にて締結した物件所在地（数量）の売買契約に係る下記1、2、3、5について、公表することに同意します。

ただし、下記4「契約金額」の公表については同意できません。

記

1. 当該契約物件所在地
2. 区分及び数量
3. 契約年月日
4. 契約金額
5. 個人及び法人の区分（法人の場合は業種も付記する）

以上

平成 年 月 日

契約担当官

北海道労働局長 殿

住所（又は所在地）

氏名

社名及び代表者名

平成29年度北海道労働局

国有財産売払案内書【物件調書】

この物件調書は、物件の概要を把握するための資料であり、これに基づいて入札参加者ご自身において、現地確認や諸規制の状況等の調査を行ってください。

- ・ 物件は、現況（現状有姿）での引き渡しとなりますのでご了承ください。
- ・ 開発等（建築を含む）にあたっては、都市計画法、建築基準法、各地方公共団体の条例等により指導がなされる場合もありますので、関係各機関にご照会ください。
- ・ 現地案内については、実施しませんので、ご自身で現地確認を行ってください。

物件調書の補足説明事項

- ・ 所在地
所在地は、物件の不動産登記簿に表示されている所在地番を記載しています。
- ・ 住居表示
住居表示は、物件の住居地番（住所）を記載しています。

(問い合わせ先)

厚生労働省北海道労働局総務課会計第四係（国有財産担当）

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎9階

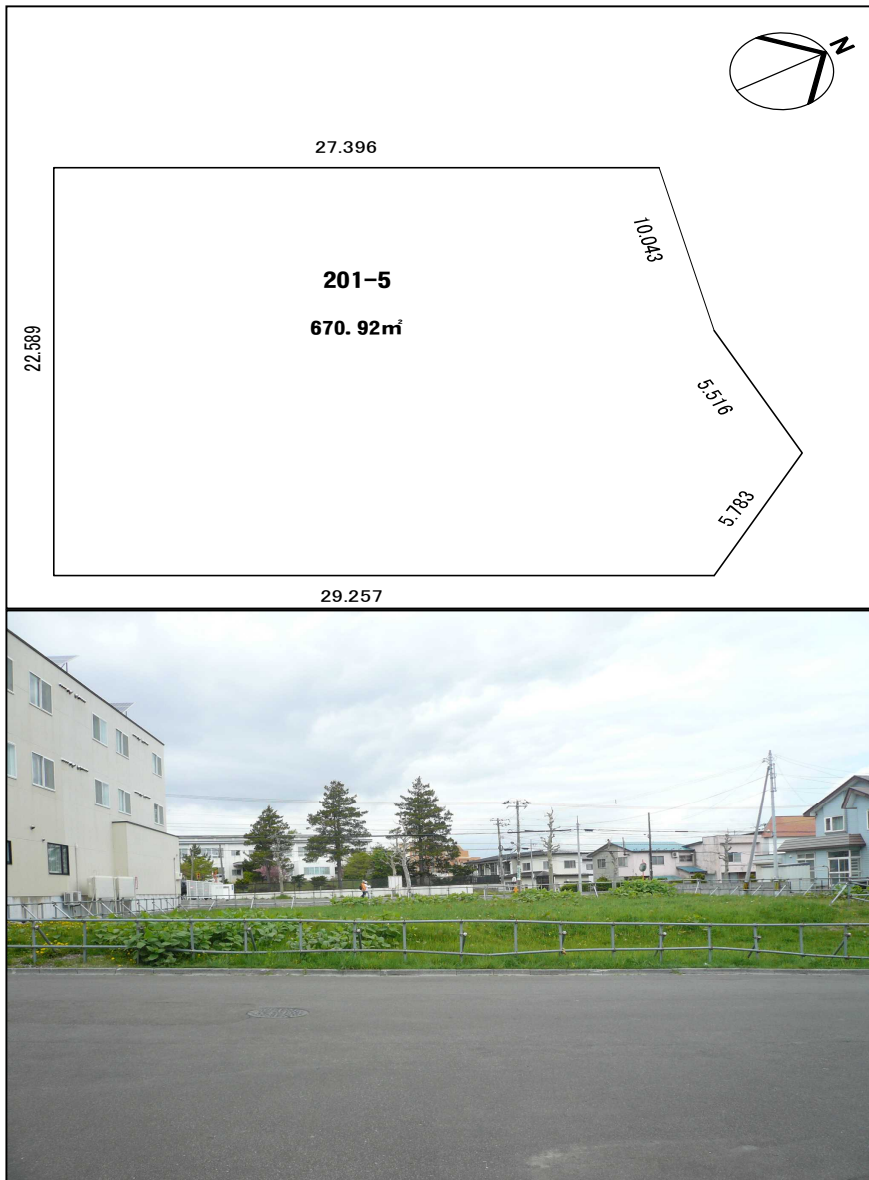
電話 011-700-5451（直通）

FAX 011-700-3179

物件調書

物件番号	002		
所在地	函館市深堀町201番5	地目	宅地
住居表示	函館市深堀町201番5	面積(㎡)	670.92
		形状	不整形地
接面道路の状況	南東側市道(深堀29号線)幅員約6m		
法令に基づく制限	都市計画法	市街化区域	
	建築基準法	用途地域	第2種中高層住居専用地域
		建ぺい率/容積率	60% / 200%
供給処理施設の状況	種別	配管等の状況	
	電気		
	上水道	接面道路配管 有	
	下水道	接面道路配管 有	
	都市ガス		
交通機関	JR函館本線「五稜郭前」駅の南東方約4.7km、JR函館本線「函館」駅の北東方約5.5km、バス停留所「国立病院前」から徒歩約3分、市電函館南茅部線「深堀町」から徒歩約7分。		
公共施設	深堀小学校(東方約520m)、深堀中学校(南東方約760m)、郵便局(西方約900m)		
参考事項	本物件は、敷地内設置の工作物(土留)と一体で売却するものである。		

【注意】この調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において現地及び諸規制についての調査・確認を行ってください。



函館市深堀町 201番5

